

令和 8 年 8 月 2 8 日

埼玉県所管介護施設

施設長（管理者） 様

埼玉県高齢者福祉課長（公印省略）

介護施設における協力医療機関に関する届出書について（依頼）

日ごろ、高齢者福祉の推進について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度介護報酬改定において、介護保険施設及び高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携を構築するため、介護保険法並びに老人福祉法に規定する施設については、協力医療機関の名称や取り決めの内容等を都道府県あてに届け出ることが義務付けされました。

ついては、下記 3 のとおり「協力医療機関に関する届出書（別添 1、以下「届出書」という）」を御提出ください。

下記 2 ※ 2 の施設において、協力医療機関を定めていない場合は、経過措置の期間内に定めるための計画等を届出書の『施設基準第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定を満たす協力医療機関を定めていない場合（※ 5）』の欄に記載してください。

なお、下記 2 の施設は必ず御提出していただく必要がございます。届出書の提出が無い場合、設備及び運営基準に抵触しますので御注意ください。

記

1 医療機関との協定内容における施設基準

- ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入居者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

※特定施設入居者生活介護と軽費老人ホームは③の基準は適用されません。

2 届出の対象施設

(1) 基準を満たす医療機関との連携が令和9年度から義務化となる施設

(令和9年3月31日まで「経過措置」となっている。)

介護老人福祉施設*¹、介護老人保健施設*¹、介護医療院*¹、特別養護老人ホーム*²、
養護老人ホーム*²

(2) 基準を満たす医療機関との連携が「努力義務」となっている施設

特定施設入居者生活介護*¹、軽費老人ホーム*²

* 1 介護保険法に規定する施設

* 2 老人福祉法に規定する施設

3 届出方法等

(1) 提出期限

令和8年9月25日(金)まで

(2) 提出先

施設所在地を所管する各福祉事務所及び県高齢者福祉課。(表1参照)

政令・中核市はそれぞれ市担当課に御確認ください。

(3) 提出方法

上記2*1に該当する施設：電子申請・届出システムより御提出ください。

(「他法制度に基づく申請届出」を選択)

上記2*2に該当する施設：電子メールにより御提出ください。

※特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームのうち下記2*1の指定を受けている施設については、電子申請・届出システムにより御提出ください。

表1

届け出先	電話番号	メールアドレス
埼玉県福祉部高齢者福祉課 (さいたま市浦和区高砂 3-15-1)	048-830-3247	a3240-22@pref.saitama.lg.jp
埼玉県東部中央福祉事務所 (春日部市大沼 1-76)	048-737-2347	n3724425@pref.saitama.lg.jp
埼玉県西部福祉事務所 (坂戸市石井 2327-1)	049-283-6800	r8367804@pref.saitama.lg.jp

埼玉県北部福祉事務所 (本庄市前原 1-8-12)	0495-22-6154	u2201014@pref.saitama.lg.jp
埼玉県秩父福祉事務所 (秩父市桜木町 8-18)	0494-22-6228	t2262282@pref.saitama.lg.jp

(4) 届出書の様式

- ・協力医療機関に関する届出書 (別添 1)

H P 掲載の Excel 様式を御活用ください。

(PDF 形式等ではなく、Excel 形式での御提出をお願いします。)

またファイル名を「**事業所番号_サービス種別_事業所名.xlsx**」としてください。

(参考) 別紙様式掲載のホームページアドレス

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/shinsei-tetsuduki/henkoutou-todokede.html>

担 当 高齢者福祉課施設・事業者指導担当

住 所 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

T E L 0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 4 7